

池田町国民保護計画 避難実施要領

長野県池田町

目次

総則	1
1 目的	1
2 用語の定義	1
3 武力攻撃事態及び緊急処理事態の類型	2
各種事態に対応する避難実施要領モデル	3
1 池田町において想定される攻撃	3
2 実施要領のパターン	
パターン1 【屋内避難】	
化学剤使用の場合 想定 県指示.....	4
ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合、化学剤を用いた攻撃（テロ）、爆破テロの 場合等の避難実施要領策定の考え方.....	5
屋内避難（化学剤を用いた攻撃（テロ）の場合等）避難実施要領.....	6
パターン2-1 【屋内避難】	
パターン2-2 【町域内避難】	
弾道ミサイル攻撃の場合 想定 県指示.....	9
弾道ミサイル攻撃の場合の避難実施要領策定の考え方.....	10
屋内避難（弾道ミサイルによる攻撃の場合等）「発射情報」避難実施要領.....	11
町域内避難（弾道ミサイルによる攻撃の場合等）避難実施要領.....	13
パターン3 【町域内避難】	
爆破計画の場合 想定 県指示.....	18
町域内避難（町内市街地の爆破計画が明らかとなった場合）避難実施要領.....	19
パターン4 【町域外避難】	
ゲリラや特殊部隊等による攻撃の場合 想定 県指示.....	24
町域外避難（ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合等）避難実施要領.....	25

総 則

1 目的

この要領は、武力攻撃事態及び緊急対処事態における国民保護措置に相当する措置を実施するために必要な事項を記載したものである。

2 用語の定義

用 語	定 義
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等である。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会等の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの
指定地方公共機関	県の区域においてガス、輸送、医療等の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するもの
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項を定めたもの
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの
指定行政機関	国の中央行政機関のうち、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第1条に定める機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関
法	特に定めがない限り「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）」をいう。
住民	池田町に居住又は通勤・通学する人、一時的に町内に滞在している人すべてを示す。
消防	北アルプス広域消防本部及び消防署並びに署員を示す。
警察	長野県警察本部及び大町警察署並びに署員を示す。

3 武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型

区 分		特 徴
武力攻撃事態	着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。 ・船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・航空機による場合は、空港に近い地域が攻撃目標となりやすい。船舶が接岸容易な地域と近接している場合は、特に目標とされやすい。
	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が発生することが想定される。 ・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。
	弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で着弾地域を特定することが極めて困難であり、さらに、極めて短時間での着弾が予想される。 ・弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定することが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。
	航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難である。 ・都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることが想定される。 ・攻撃の意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所等やダムの破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃が行われた場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生する。 ・建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障をきたすおそれがある。
	大規模集客施設・大量輸送機関等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
	交通機関を用いた攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害が発生するおそれがある。 ・爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。
	大量殺傷物質等による攻撃	
	放射性物質等	<ul style="list-style-type: none"> ・核兵器による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって生ずる。 ・放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。 ・ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、爆発による被害と放射能による被害をもたらす。
	生物剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能である。 ・発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・ヒトを媒体とする天然痘等の生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ・毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。
化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・化学剤は、一般に地形や気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。 ・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 	

各種事態に対応する避難実施要領モデル

1 池田町において想定される攻撃

池田町の地域特性などから、池田町内において起こりうる攻撃は、化学剤使用による攻撃、弾道ミサイルによる攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃又はテロ等と想定される。

そのため、

「屋内避難における避難」のパターン

「町域内避難における避難」のパターン

「町域外避難における避難」のパターン

の3パターンについて、あらかじめ定めることとする。

パターン1

【屋内避難】避難の指示文例：化学剤使用の場合

令和 年 月 日 時現在

池 田 町 長 殿

長 野 県 知 事

避難の指示について(通知)

国の対策本部長の避難措置の指示に基づき、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律(第183条において準用する)第54条の規定により、貴職を経由して貴職管内の関係住民に対し、下記のとおり避難を指示する。

記

1 要避難地域

池田町二丁目交流センターを中心として半径300m圏内地域及びその風下となる西方500m圏内の地域

2 避難の方法

屋内(特に建物の中心部)に避難すること。

3 避難時の留意点

ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。

外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ、密封するとともに手顔及び体を水と石鹼でよく洗う。

防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合、化学剤を用いた攻撃（テロ）、爆破テロの場合等

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長（国）による避難措置の指示、都道府県知事による避難の指示を踏まえて避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び警察等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

以上から、避難実施要領の策定にあたっては、各執行機関、消防機関、県、警察、自衛隊等の関係機関の意見を聞き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

パターン1 屋内避難（化学剤を用いた攻撃（テロ）の場合等）

避 難 実 施 要 領	
池田町長	
令和 年〇月〇日 時 分現在	
屋 内 避 難	
1 長野県からの避難の指示の内容	
(1)要避難地域 池田町交流センターを中心として半径 300m圏内地域及びその風下となる西方 500m圏内の地域 (2)避難の方法 屋内（特に建物の中心部）に避難すること。 (3)避難時の留意点 ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ、密封するとともに手顔及び体を水と石鹼でよく洗う。 防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。	
2 事態の状況、関係機関の措置	
(1) 事態の状況	
発生時期	令和 年 〇月 日 :
発生場所	池田町交流センター
実行の主体	不明
事案の概要と被害状況	時 分池田町交流センターにおいて異臭が発生し、同付近にいた町民、歩行者約 20 名が次々と体調不良を訴えたとの通報が警察・消防にあり現場臨場した警察官が同付近において焦茶色の液体が流出しているビニール袋を発見。 時 分、実行したテログループ が犯行声明を発表。 声明の内容及び搬送された町民の症状から使用された化学剤はサリンと断定。 時 分現在、同付近住民及び現場臨場した警察・消防職員を含め 30 名が救急搬送され内 5 名が重篤。
今後の予測・影響と措置	自衛隊等によるサリンの中和作業は実施される見通しだが、作業完了までの間、周辺及び風下方向の地区への飛散が予測される。 長野県指示内容に基づき、交流センター周辺 300メートルに含有する地域及び風下 500メートルに含有する地域の住民に対し屋内避難の伝達を行う。
気象の状況	天候 晴れ 気温 13.7 風向 西 風速 2 m / s

(2) 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	池田町交流センター周辺
避難先と避難誘導の方針	<p>池田町は、要避難地域の住民約 名について、特に事案が発生した交流センター周辺については、直ちに現場を離れるとともに、周辺や風下先になる地域の住民は屋内への避難を行うように伝達する。</p> <p>当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線等により避難の方法を呼び掛けるとともに、NBC 防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また防護機器を有する県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊などによる屋内への避難住民の誘導を要請する。</p> <p>旅行者等の一時滞在者を避難させるため、池田町総合体育館を避難所として開設。</p>
避難開始日時	時 分
避難完了予定日時	時 分
(3) 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>警察：消防の警戒区域に基づき交通規制を実施</p> <p>消防：現場の状況から半径 300m 圏内及び風下 500m に含有する区域を警戒区域に設定</p> <p>バス事業者：交流センター付近は運行停止（池田町町営バス線・北安観光タクシー）</p>
連絡調整先	<p>県対策本部：町職員 2 名を派遣</p> <p>現地調整所：町職員 2 名を派遣</p> <p>現地調整所は池田町総合福祉センターに設置</p>
3 事態の特性で留意すべき事項	
<p>化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させる必要がある。</p>	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
<p>ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。</p> <p>外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ、密封するとともに手顔及び体を水と石鹼でよく洗う。</p> <p>防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</p>	
屋内にいない場合	
できる限り近隣の堅牢な建物等に避難する。	

5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	デジタル防災行政無線・池田町民メール(登録制)・公共情報commons・ホームページ・緊急速報メール・yahoo 防災速報・広報車
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
6 緊急時の連絡先	
池田町 国民保護 / 緊急処理事態対策本部	電 話 : 0261-62-3131 F A X : 0261-62-9404

パターン2-1

【屋内避難】避難の指示文例：弾道ミサイル攻撃の場合【発射情報】

パターン2-2

【町内避難】避難の指示文例：弾道ミサイル攻撃の場合

令和 年 月 日 時現在

池 田 町 長 殿

長 野 県 知 事

避難の指示について(通知)

国の対策本部長の避難措置の指示に基づき、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律(第183条において準用する)第54条の規定により、貴職を経由して貴職管内の関係住民に対し、下記のとおり避難を指示する。

記

1 要避難地域

池田町、 市、 村

2 避難の方法

- ・屋内(特に建物の中心部)に避難すること。
- ・その際、できるだけ、近隣の堅牢な施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
- ・次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内にとどまるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

以上

弾道ミサイル攻撃の場合（弾道ミサイル発射時取るべき行動を周知する場合）

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は近傍のできるだけ頑丈な建物（コンクリート造り等の堅ろうな施設）や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することになる。

以下の弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

ア 対策本部長（国）は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対策本部長（国） 警報の発令、避難措置の指示
（その他、記者会見等による国民への情報提供）

都道府県知事 避難の指示

市町村長 避難実施要領

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長（国）がその都度警報を発令

パターン 2 - 1 屋内避難（弾道ミサイルによる攻撃の場合等）発射情報

避 難 実 施 要 領	
池田町長	
令和 年 月 日 時 分現在	
屋 内 避 難	
1 長野県からの避難の指示の内容	
別添のとおり（略）	
2 事態の状況、関係機関の措置	
（ 1 ）事態の状況	
発生時期	令和 年 月 日 :
発生場所	甲信越地方
実行の主体	
事案の概要と被害状況	<p>対策本部長（国）は、弾道ミサイルの発射の兆候があることから、発射された場合に備えた対応を講じることができるよう、あらかじめ警報を発令し、避難措置の指示（屋内避難）を行った。</p> <p>このため、ミサイルが発射された場合において住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。</p> <p>なお、今後弾道ミサイルが発射された場合は、その都度警報が発令される。</p>
今後の予測・影響と措置	<p>弾道ミサイルは、発射からわずか 10 分もしないうちに到達する可能性がある。</p> <p>ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、「Jアラート」により防災行政無線からサイレン音とメッセージが流れるほか、緊急速報メール等により緊急情報が周知される。</p> <p>住民に対し、防災行政無線等により情報発信をするとともに、テレビ、ラジオ等からの情報入手を呼びかける。</p>
気象の状況	天候 気温 風光 風速 m / s
（ 2 ）避難住民の誘導の概要	
要避難地域	池田町全域
避難先と避難誘導の方針	<p>屋外にいる場合：できる限り頑丈な建物や地下への避難 建物がいない場合：物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。</p> <p>屋内にいる場合：窓から離れるか、窓のない部屋への移動 【ミサイルが落下した場合】</p> <p>屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難。</p> <p>屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。</p>
避難開始日時	警報発令時
避難完了予定日時	直ちに

(3) 関係機関の措置等	
措置の概要	警察署： 消防署：
連絡調整先	警察署： 消防署：
3 事態の特性で留意すべき事項	
<p>弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難とされているため、ミサイル情報には十分に注意する。</p> <p>弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、町、消防機関、警察へ通報するよう周知する。</p> <p>着弾地点の周辺には、近づかないように周知する。</p>	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。	
屋内にいない場合	
<p>できる限り近隣の堅牢な建物等に避難する。</p> <p>車両内に在る者に対しては、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急車両の通行の妨げにならない場所）に止める。外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難する。</p> <p>屋内避難の余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる。その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。</p>	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線、町民メール(登録制) 緊急速報メール(Lアラート) yah00 防災速報
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
6 緊急時の連絡先	
池田町 国民保護 / 緊急対処事態対策本部	電 話：0261-62-3131 F A X：0261-62-9404

パターン2-2 町域内避難（弾道ミサイルによる攻撃の場合等）

避 難 実 施 要 領	
池田町長	
令和 年 月○日 16時 分現在	
市町村域内避難	
1 長野県からの避難の指示の内容	
1 要避難地域	池田町会染高瀬橋南、十日市場(県道原木戸安曇追分停車場線より南の住民) 池田町大字中鷓地域
2 避難先地域	池田町大字池田地域
3 主要な避難の経路	県道 51 号 県道 5 線
4 避難のための交通手段	町営バス 役場バス 時から 時まで、県道原木戸安曇追分停車場線は交通規制（一般車両の通行禁止）
5 関係機関が講ずべき措置の概要	国の措置 県の措置 自衛隊の措置 知事の国民保護等派遣要請に基づき避難のためのヘリの派遣及び避難誘導のための自衛官各 名を派遣
2 事態の状況、関係機関の措置	
(1) 事態の状況	
発生時期	令和 年 月 日 16:00
発生場所	安曇野市北部
実行の主体	国
事案の概要と被害状況	国の対策本部長は、弾道ミサイルが安曇野市北部に着弾、同弾頭が化学弾頭である旨の警報を発令し、安曇野市周辺市町村に避難措置の指示を行った。 着弾地の詳細な被害状況は不明。本町管内においては現時点で被害は確認されていない。
今後の予測・影響と措置	現時点では本町域に被害はないが、化学弾頭の着弾地の風下にあたることから被害が予想される町南部地域の避難誘導體制を整える。
気象の状況	天候 晴れ 気温 26.5 風向 北 風速 3 m / s

(2) 避難住民の誘導の概要			
要避難地域	池田町会染高瀬橋南、十日市場(県道より南地域) 池田町大字中鷺地域		
避難先と避難誘導の方針	町は、防災行政無線やその他通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を該当地域に伝達し、池田地域へ避難させる。 自家用車の使用については地域特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくものとする。		
避難開始日時	令和 年 月 日 17時00分		
避難完了予定日時	令和 年 月 日 19時00分		
(3) 関係機関の措置等			
措置の概要	警察：広報、車両誘導、警戒 消防：広報、警戒 バス：中信地域を中心に全線運転見合わせ		
連絡調整先	別添表のとおり		
3 事態の特性で留意すべき事項			
事態の特性(除染の必要性等)	・発射された弾頭の種類は化学弾頭であることから着弾地周辺の除染が必要となる。 ・化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。		
地域の特性	地域の結びつきが強く区単位の行動が期待できる。 デイサービスの要配慮者施設が点在することから社会福祉協議会と連携し介助者を派遣して避難を行う。		
時期による特性	避難実施時は夕方となり学校等児童の避難は基本的に検討する必要はない。 夏季であり雨も予想されることから、着替えや雨合羽の準備を伝達する。		
4 避難者数(単位：人)			
地区名	会染該当区	中鷺地域	合計
避難者数(計)	273名	838名	1,111名 (地区人口最大数)
うち要配慮者数	13名	28名	41名
5 避難施設			
(1) 避難施設			
避難先地域	池田地域	池田地域	
避難施設名	高瀬中学校 池田保育園	総合体育館 池田小学校	
所在地	池田 3210-1 池田 2420-1	池田 3210-4 池田 3177-1	
収容可能人数 (人)	330 83	630 243	
連絡先(電話等)	0261-62-2171 0261-62-2043	0261-62-7654 0261-62-2006	

連絡担当者	学校保育課 0261-61-1430	生涯学習課 0261-62-2058 学校保育課 0261-61-1430
(2) 一時集合場所		
一時集合場所名		
所在地		
連絡先(電話等)		
連絡担当者		
6 避難手段		
輸送手段	鉄道・バス・徒歩・その他(災害時要配慮者用の車・自家用車)	
輸送手段の詳細	種類(車種等)	町営バス 役場バス 健康福祉課(要配慮者用の車)
	台数	町営バス 2台 2台 2台
	輸送可能人数	全車両往復
	連絡先	0261-62-2203 0261-62-3131 0261-62-5000
輸送力の配分の考え方	会染該当区住民の避難については、町営バスにより輸送、中鵜地域住民については役場バスにより輸送を行う。	
その他輸送手段	要配慮者	自力歩行が困難な高齢者などについては、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等と連携の上、避難先施設まで家族、当該団体及び町の保有車両にて搬送を行う。
	その他(救急患者等)	避難地域内に急病がいる場合は避難先地域の医療機関と調整し救急車による搬送を行う。
7 避難経路		
避難に使用する経路		県道及び町道
交通規制	実施者の確認	大町警察署
	規制にあたる人数	30名程度
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要がある為、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。
警備体制	実施者の確認	大町警察署
	規制にあたる人数	30名程度
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち別紙に示す区間で交通規制を行う。

8 避難誘導方法					
(1) 避難(輸送)方法					
地区					
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難先				
	集合時間				
	その他				
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	会染該当区	中鵜中之郷	中鵜鵜山	中鵜南台
	輸送手段	町営バス	町営バス	役場バス	役場バス
	避難経路	県道5号線	県道5号線	県道51号線	県道51号線
	避難先	高瀬中学校	高瀬中学校 池田保育園	総合体育館	池田小学校
	避難完了予定日時	19:00	19:00	19:00	19:00
	その他	特になし	特になし	特になし	特になし
要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位	避難行動要支援者の避難支援プランに基づいて個別に設定			
	要配慮者への支援事項	避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等と連携の上、避難先施設まで輸送。			
	輸送手段	家族、当該団体及び町の保有車両にて搬送を行う			
	避難経路	県道5号線		県道51号線	
	避難先	高瀬中学校	高瀬中学校 池田保育園	総合体育館	池田小学校
	避難開始日時	17:15	17:15	17:15	17:15
	避難完了予定日時	19:00	19:00	19:00	19:00
(2) 職員の配置方法					
配置場所	一時集合場所、避難所、主要交差点における交通誘導、残留者の確認に職員を派遣する。				
人数	避難所8名(4施設各2名)交通誘導20名(10か所各2名)				
現地調整所	連絡要員を2名配置				
(3) 残留者の確認方法					
確認者	警察及び消防署に依頼するとともに消防団、町職員約20名(避難所等配置・誘導等にあたらぬ者)				
時期	17:30開始				
場所	地域該当地区一円				
方法	防災行政無線及び広報車両(警察・消防)				
措置	残留者に対し避難するように求める。				
終了予定日時	月 日 19:00まで				
(4) 避難誘導時の食糧の支援・提供方法					
食事時期	避難完了後				

食事場所	各避難先
食事の種類	アルファ米、水、みそ汁
実施担当部署	総務課危機管理対策室・会計課
(5) 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等	
9 避難時の留意事項(主に住民)	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、最小限の着替え、雨具、日用品、非常持出品等を携行するものとする。	
避難にあたってはマスク及び長袖の服を着用すること。	
隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。	
事態の特性	
化学弾頭であるものの、種類については判明していないことから避難行動にあたってはマスク・長袖等を着用し、出来るだけ外気に触れない措置が必要。	
一時集合場所での対応	
各一時集合場所において避難者の受付を行い、避難者名簿を作成する。	
10 誘導に際しての留意事項(職員)	
(安心・安全確保・服装等)	
・職員は冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。	
・作業着、ビブス、ヘルメットの着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	デジタル防災行政無線・池田町民登録制メール・防災行政無線放送・公共情報 commons・ホームページ・緊急速報メール・yahoo 防災速報・広報車・自治会長。自主防災会長に連絡
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
職員間の連絡手段	移動系デジタル防災行政無線、携帯電話、職員参集メール、各課長からの連絡網による
12 緊急時の連絡先	
池田町	電 話：0261-62-3131
国民保護 / 緊急対処事態対策本部	F A X：0261-62-9404

パターン3

【町域内避難】避難の指示文例：爆破計画の場合

令和 年 月 日 時現在

池 田 町 長 殿

長 野 県 知 事

避難の指示について(通知)

国の対策本部長の避難措置の指示に基づき、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律(第183条において準用する)第54条の規定により、貴職を經由して貴職管内の関係住民に対し、下記のとおり避難を指示する。

記

1 要避難地域

池田町大字池田地域の一部(一丁目、二丁目の各区)

池田町大字会染地域の一部(林中)

2 避難先

池田町池田保育園

池田町総合福祉センターやすらぎの郷

池田町会染小学校・アート梱包運輸(株)

3 主要な避難の経路

県道51号線

県道5号線

4 避難のための交通手段

徒歩

5 関係機関が講ずべき措置の概要

国の措置

県の措置

自衛隊の措置

知事の国民保護等派遣要請に基づき避難のためのヘリの派遣及び避難誘導のための自衛官各 名を派遣

パターン3 町域内避難

(町内市街地の爆破計画が明らかとなった場合) 夏季・降雨予想

避難実施要領	
池田町長	
令和 年 7 月 日 16 時 30 分現在	
町域内避難	
1 長野県からの避難の指示の内容	
別添のとおり(略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
(1) 事態の状況	
発生時期	令和 年 7 月 日 16:00
発生場所	池田町交流センター
実行の主体	不明
事案の概要と被害状況	池田町交流センター付近に停車中の車両から時限式の爆発物が発見された。情報によると 時 分に爆破する計画になっている。
今後の予測・影響と措置	爆発物への対応に時間を要することが予想されることから、1日程度避難施設にとどまることを考慮することが必要。
気象の状況	天候 気温 風光 風速 m/s
(2) 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	大字池田1丁目、2丁目、大字会染林中
避難先と避難誘導の方針	要避難地域の住民を、徒歩で池田保育園・やすらぎの郷に避難させる。
避難開始日時	令和 年 7 月 日 () 17:00
避難完了予定日時	令和 年 7 月 日 () 19:00
(3) 関係機関の措置等	
措置の概要	消防：現場の状況から半径500m圏内を包含する区域を消防警戒区域と設定 警察：消防の警戒区域に基づき交通規制を実施 バス事業者：市街地2丁目付近は運行禁止
連絡調整先	県対策本部：町職員を1名派遣 現地調整所：町職員を1名派遣 その他関係機関：連絡先は別添のとおり

3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性（除染の必要性等）	判明した爆破計画には、大量殺傷物質等を用いる計画は含まれておらず、避難時に除染等の特別な対応は必要ない。			
地域の特性	自主防災組織により隣組単位の行動が期待できる。 総合病院が約 800m 以内にあるため、要援護者の避難には、医療機関や自主防災組織と連携して介助者を派遣して避難を行う。小学校、中学校は位置的に 500m以内にあるため帰宅時間が過ぎていても警戒区域の設定や保護者への連絡を徹底し早期対応を図る。			
時期による特性	避難する住民には、雨も予想されることから、着替えや雨合羽の準備を伝達する。			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	1丁目	2丁目	林中	合計
避難者数（計）	住民数 663	住民数 278	住民数 761	1,702
うち要配慮者数	32	10	29	71
5 避難施設				
(1) 避難施設				
避難先地域	1・2 丁目以外の地域	1・2 丁目以外の地域	林中以外の地域	
避難施設名	池田工業高校	アート梱包運輸(株)	会染小学校	多目的研修センター
所在地	池田 2524	池田 2714	会染 5663-1	会染 5250
収容可能人数（人）	636	1,946	243	265
連絡先（電話等）	62-3124	85-0830	62-2023	62-2066
連絡担当者	学校保育課 61-1430	生涯学習課 62-2058	学校保育課 61-1430	生涯学習課 62-2058
(2) 一時集合場所				
一時集合場所名	直接避難施設へ			
所在地				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
6 避難手段				
輸送手段	バス ・ 徒歩 ・ その他（災害時要配慮者用の車）			

輸送手段の詳細	種類（車種等）				
	台数				
	輸送可能人数				
	連絡先				
輸送力の配分の考え方					
その他輸送手段	要配慮者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで町の保有車両による搬送を行う。			
	その他（救急患者等）	避難地域内に急患がいる場合は避難先地域の医療機関と調整し、救急車による搬送を行う。			
7 避難経路					
避難に使用する経路		町道（詳細は別添地図）			
交通規制	実施者の確認	大町警察署			
	規制にあたる人数	20人程度			
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち別紙に示す区間で交通規制を行う。			
警備体制	実施者の確認	大町警察署			
	規制にあたる人数	20人程度			
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。			
8 避難誘導方法					
(1) 避難（輸送）方法					
地区					
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難先				
	集合時間				
	その他				
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	1丁目	2丁目	林中	
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	
	避難経路	町道（詳細は別添地図参照）	町道（詳細は別添地図参照）	町道（詳細は別添地図参照）	
	避難先	池田保育園	やすらぎの郷	会染小学校 アート梱包運輸(株)	
	避難完了予定日時	19:00	19:00	19:00	19:00
	その他				

要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位	避難行動要支援者の避難支援プランに基づいて個別に設定	避難行動要支援者の避難支援プランに基づいて個別に設定	避難行動要支援者の避難支援プランに基づいて個別に設定	
	要配慮者への支援事項	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施	
	輸送手段	健康福祉課の車両	健康福祉課の車両	健康福祉課の車両	
	避難経路	徒歩避難経路以外を使用する	徒歩避難経路以外を使用する	徒歩避難経路以外を使用する	
	避難先	池田保育園	やすらぎの郷	会染小学校	アート梱包運輸(株)
	避難開始日時	17:15	17:15	17:15	17:15
	避難完了予定日時	19:00	19:00	19:00	19:00

(2) 職員の配置方法

配置場所	避難先の保育園前、やすらぎの郷入口の主要な交差点に配置
人数	5箇所×2名=10名
現地調整所	連絡要員を1名配置

(3) 残留者の確認方法

確認者	町職員、消防団員(約10名:誘導に当たらない職員から割当て)
時期	発災後速やかに開始
場所	一丁目、二丁目、林中
方法	広報車及び防災行政無線による呼び掛け、戸別訪問
措置	残留者に対し避難するよう求める
終了予定日時	確認後速やかに

(4) 避難誘導時の食糧の支援・提供方法

食事時期	避難完了後
食事場所	避難施設内
食事の種類	非常用備蓄物資
実施担当部署	総務課危機管理対策室、会計課

(5) 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等	
9 避難時の留意事項(主に住民)	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証・個人番号カード等身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品等を携行するものとする。	
隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。	
事態の特性	
特になし	
時期の特性	
雨も予想されることから、着替えや雨合羽の準備が必要である。	
一時集合場所での対応	
10 誘導に際しての留意事項(職員)	
(安心・安全確保・服装等)	
職員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。	
防災活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。 広報車、消防車両の活用。伝達先としてあらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長等に FAX 等により送付。
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
職員間の連絡手段	職員参集メール、各課長からの連絡網による
12 緊急時の連絡先	
池田町 国民保護 / 緊急対処事態対策本部	電 話 : 0261-62-3131 F A X : 0261-62-9404

パターン4

【町域外避難】避難の指示文例：ゲリラや特殊部隊等による攻撃の場合

令和 年 月 日 時現在

池田町長 殿

長野県知事

避難の指示について(通知)

国の対策本部長の避難措置の指示に基づき、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律(第183条において準用する)第54条の規定により、貴職を経由して貴職管内の関係住民に対し、下記のとおり避難を指示する。

記

1 要避難地域

池田町陸郷地区

2 避難先地域

長野市 長野運動公園総合運動場 総合体育館

3 主要な避難の経路

国道19号

4 避難のための交通手段

東山夢の郷コミュニティーセンターよりバス(町営バス確保の予定)

豊盛公民館よりバス(町営バス確保の予定)

該当地域に居住する保育園・小・中学校の児童・生徒は、各学校等から直接避難させる。(役場バス確保の予定)

該当地域に居住する高校生徒は長野県県教育委員会を通じて把握し、県手配のバスにて直接避難所へ避難させる。

5 関係機関が講ずべき措置の概要

国の機関などの措置

自衛隊等の措置

県の措置

以上

パターン4 町域外避難（ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合等）

避 難 実 施 要 領	
池田町長	
令和 年 3 月 日 時 14:00 分現在	
市町村域外避難	
1 長野県からの避難の指示の内容	
(1) 要避難地域 池田町陸郷地区 (2) 避難先地域 長野市 長野運動公園総合運動場 総合体育館 (3) 主要な避難の経路 国道 19 号 (4) 避難のための交通手段 東山夢の郷コミュニティセンター・豊盛公民館よりバス（役場バス 2 台確保の予定） (5) 関係機関が講ずべき措置の概要 国の機関などの措置 自衛隊等の措置 県の措置	
2 事態の状況、関係機関の措置	
(1) 事態の状況	
発生時期	令和 年 3 月 日 13:30
発生場所	池田町陸郷地区
実行の主体	国武装工作員
事案の概要と被害状況	<p>国の対策本部長は、御前崎市において武装した不審船（潜水艦）が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性のあることを踏まえて、警報を発令し、静岡県御前崎市付近を要避難地域とする避難措置の指示を行った。その後、工作員の消息は不明であったが、松本市内において不審車両に職務質問した警察官が銃撃を受ける事案が発生した。当該車両は国道 19 号線を北上、その後、警戒中の警察官が池田町陸郷地区東山夢の郷公園南 1 km の町道上に当該車両が乗り捨てられているのを発見した。諸般の状況により、池田町陸郷地区の山間部に武装工作員が潜伏している蓋然性が高く当該地域が要避難地域に追加となった。</p>
今後の予測・影響と措置	<p>当該避難地域において警察及び自衛隊による現地の警戒及び検索が行われているが、武装工作員による地域住民の人質・立てこもり事案に発展するおそれがあることから速やかに当該地域住民を避難させる。</p>
気象の状況	天候曇り 気温 18 風向東方 風速 3 m / s

(2) 避難住民の誘導の概要				
要避難地域	池田町陸郷地区			
避難先と避難誘導の方針	<p>町は陸郷地区住民 34 名を本日 15 : 00 目途に東山夢の郷コミュニティセンター及び豊盛公民館に集合させた後、役場バス車両により長野運動公園総合運動場総合体育館へ避難させる。なお当該地域の保育園・小中学校の児童・生徒は直接、長野運動公園総合運動場総合体育館へ避難させる。</p> <p>高校についても県教委を通じて該当地区の生徒を掌握し直接避難所へ避難させる(県対応)。</p>			
避難開始日時	14 : 00			
避難完了予定日時	17 : 30			
(3) 関係機関の措置等				
措置の概要	警察：該当地域周辺における検索・警戒・交通規制 自衛隊：該当地域周辺における検索・警戒			
連絡調整先	別添連絡体制表による。			
3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性(除染の必要性等)	事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が発生することが予想される。			
地域の特性	地域の結びつきが強く区単位の行動が期待できる。			
時期による特性	小中学校にあっては授業時間帯であることから学校からの直接避難を行う。			
4 避難者数(単位：人)				
地区名	陸郷地区			合計
避難者数(計)	34 名			34 名
うち要配慮者数	2 名			2 名
5 避難施設				
(1) 避難施設				
避難先地域	陸郷地区			
避難施設名	長野運動公園総合運動場 総合体育館			
所在地	長野市吉田 5-1-19			
収容可能人数(人)	人			
連絡先(電話等)	026-244-3290			
連絡担当者	市本部 避難所			

(2) 一時集合場所				
一時集合場所名	東山夢の郷コミュニティセンター	豊盛公民館		
所在地	陸郷 7446-2	陸郷 10620		
連絡先(電話等)				
連絡担当者	自主防災会長	自主防災会長		
6 避難手段				
輸送手段	鉄道・バス・徒歩・その他()			
輸送手段の詳細	種類(車種等)	役場バス		
	台数	2台		
	輸送可能人数	40人+20人		
	連絡先	0261-62-3131		
輸送力の配分の考え方	東山夢の郷コミュニティセンター1台、豊盛公民館1台を配車し、長野運動公園総合運動場 総合体育館への移送を行う。			
その他輸送手段	要配慮者	自力歩行が困難な高齢者などについては、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等と連携の上、避難先施設まで当該団体及び町の保有車両にて搬送を行う。		
	その他(入院患者等)	当該地区に病院はなし。		
7 避難経路				
避難に使用する経路		国道19号		
交通規制	実施者の確認	大町警察署・安曇野警察署		
	規制にあたる人数	10名		
	規制場所	国道19号(夢農場～日野橋～下生野交差点)		
警備体制	実施者の確認	県警機動隊・大町警察署・安曇野警察署		
	警備にあたる人数	100名		
	警備場所	東山夢の郷コミュニティセンター及び規制箇所周辺		
8 避難誘導方法				
(1) 避難(輸送)方法				
地区		陸郷地区		
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	日向・三郷・八代・清水	宮の平・有明・小実平	
	輸送手段	徒歩及び自家用車	徒歩及び自家用車	
	避難先	東山夢の郷コミュニティセンター	豊盛公民館	
	集合時間	15:00	15:00	
	その他			

避難施設への避難方法	誘導の実施単位	日向・三郷・八代・清水	宮の平・有明・小実平		
	輸送手段	役場バス	役場バス		
	避難経路	国道 19 号	国道 19 号		
	避難先	長野運動公園 総合運動場 総合体育館	長野運動公園 総合運動場 総合体育館		
	避難完了予定日時	17:30	17:30		
	その他				
要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位	日向・三郷・八代・清水	宮の平・有明・小実平		
	要配慮者への支援事項	避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等と連携の上、避難先施設まで輸送。			
	輸送手段	自家用車・町公用車	自家用車・町公用車		
	避難経路	国道 19 号	国道 19 号		
	避難先	長野運動公園 総合運動場 総合体育館	長野運動公園 総合運動場 総合体育館		
	避難開始日時	14:00	14:00		
	避難完了予定日時	17:30	17:30		
(2) 職員の配置方法					
配置場所	一時集合場所、避難所、主要交差点における交通誘導、残留者の確認に職員を派遣する。				
人数	集合場所・避難所 4 名 (2 施設各 2 名) 交通誘導 10 名 (5 か所各 2 名)				
現地調整所	連絡要員を 2 名配置				
(3) 残留者の確認方法					
確認者	警察・消防団に依頼するとともに町職員約 10 名派遣				
時期	14:00 開始				
場所	陸郷地区一円				
方法	防災行政無線等及び広報車両 (警察・消防団)				
措置	残留者に対し避難するように求める				
終了予定日時	3 月 日 17:30 まで				
(4) 避難誘導時の食糧の支援・提供方法					
食事時期	避難完了後				
食事場所	各避難先				

食事の種類	アルファ米、水、みそ汁
実施担当部署	総務課危機管理対策室・会計課
(5) 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等	
9 避難時の留意事項(主に住民)	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、最小限の着替え、日用品、非常持出品等を携行するものとする。	
隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。	
事態の特性	
事前にその活動を予測あるいは察知ができず、突発的に被害が発生することが想定される。	
一時集合場所での対応	
各一時集合場所において避難者の受付を行い、避難者名簿を作成する。	
10 誘導に際しての留意事項(職員)	
(安心・安全確保・服装等)	
<ul style="list-style-type: none"> ・職員は冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 ・作業着、ビブス、ヘルメットの着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。 	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	デジタル防災行政無線・池田町民登録制メール・防災行政無線放送・公共情報 commons ・ホームページ・緊急速報メール・yahoo 防災速報・広報車・自治会長。自主防災会長に連絡
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
職員間の連絡手段	移動系防災行政無線・携帯電話、職員参集メール、各課長からの連絡網による
12 緊急時の連絡先	
池田町	電 話 : 0261-62-3131
国民保護 / 緊急対処事態対策本部	F A X : 0261-62-9404